

令和2年度
第1回上野原市地域公共交通活性化協議会
議事要旨

日 時：令和2年7月21日（火） 午前10時から午前11時30分

場 所：上野原市役所 文化ホール2階 会議室2

出席者：委員20名（4名代理出席）

事務局：佐藤部長、尾形課長、小俣リーダー、山口

協議会（次第）

1. 開会

2. 協議事項

◆協議第1号

役員選出について

◆協議第2号

上野原市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

◆協議第3号

～上野原市地域公共交通再編整備事業～事業報告について

◆協議第4号

令和元年度上野原市地域公共交通活性化協議会決算について

◆協議第5号

監査報告について

◆協議第6号

～上野原市地域公共交通再編整備事業～事業計画（案）について

1. デマンド交通（生活交通確保維持改善計画認定申請を含む）

2. 路線バス

3. 地域公共交通の再々編

◆協議第7号

令和2年度上野原市地域公共交通活性化協議会予算（案）について

3. その他

4. 閉会

【令和2年度第1回上野原市地域公共交通活性化協議会】

1. 開会（担当リーダー）

事務局員の紹介

（司会）

それでは、これより協議事項に入りますが、本日の会議につきましては代理による出席も含めまして、出席委員20名でございます。出席委員が過半数に達しておりますので、協議会規約第8条第2項の規定により、この会議は成立しております。

なお、同規約第8条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますが、まだ会長が決定されておられませんので、会長決定まで私の方で進行をさせていただきます。

2. 協議事項

（司会）

まず、協議第1号「役員選出について」を事務局より説明させていただきます

（事務局）

役員を選出についてでございます。

協議会規約第4条、第6条及び第7条の規定によりまして、会長1名を委員の互選により選出し、副会長1名、監事2名につきましては、会長が指名することとなっております。以上で、協議第1号のご説明とさせていただきます。

まず、会長の互選をお願いいたします。

（司会）

ただ今、説明がありましたとおり、協議会規約によりまして、会長は委員の互選、副会長及び監事は会長が指名することとなっております。

したがいまして、まず、会長を委員の互選により選出していただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（委員）

事務局の方で案がありましたらお願いします。

（事務局）

事務局といたしましては、これまでの協議経過についてもよくご存じの委員さんをお願いできればと考えておりまして、前回も会長としてこの協議会にご参加いただいております、早稲田大学の佐々木教授にお願いできればと考えますがいかがでしょうか。

（委員）

異議なし

（司会）

異議なしということですので、佐々木委員、よろしいでしょうか。

よろしければ、この協議会の会長につきましては、佐々木委員に決定させていただきます。佐々木会長、お手数ですが会長席にご移動をお願いいたします。

それでは、会長よりごあいさつをいただきました後、協議会規約第8条第1項の規定により、議長として進行いただくとともに、同規約第6条第1項及び第7条第1項の規定により、副会長及び監事の指名をお願いいたします。

(議長)

ただ今、協議会規約に基づきまして、皆様から会長に選出されました早稲田大学の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの市長のお話しにもありまして、上野原市におきましては、昨年10月から中心市街地循環バスが実証運行を開始したところでありまして、市の公共交通の利便性向上ということでこの協議会で議論いただきながら向上に努めているところでございます。ただ、みなさんご存じのとおり、昨今、新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通を含め利用者が減っており非常に厳しい状況にあります。そういった中でどのような体制が可能であるかなど、この協議会で議論いただきながらよりよい公共交通になるようご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、協議に入らせていただきたいと思います。

協議会規約第8条第1項の規定により、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、協議第1号「役員選出について」、協議会規約第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づきまして、副会長及び監事の指名をさせていただきます。

この協議会につきましては、上野原市から負担金をいただくなど市との調整が非常に大切でありますので、副会長は前回から引き続き上野原市の副市長であります小早川委員にお願いできればと思います。

また、監事につきましても、これまでと同様に市商工会と市区長会の委員のお二人、石井委員と小俣委員にお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議第2号「上野原市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について」事務局に説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議第2号「上野原市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について」ご説明させていただきます。

資料No.の3をご覧ください。「改正の理由」でございます。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第2項第2号の団体における役員の名称が変更されたこと等に伴い、規約を改正する必要があります。

「2 改正案」でございます。別表中の山梨県タクシー協会の「専務理事」を「常務理事」に変更するのでもございます。

P2は新旧対照表、P3以降は改正後の協議会規約になりますのでご確認ください。

以上で、協議第2号のご説明とさせていただきます。

よろしくご協議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

(議長)

ただ今、協議第2号について事務局から説明がありました。

ご質問等はございますでしょうか。

それでは、協議第2号につきましては、承認することにご異議ございませんか。

(委員)

異議なし

(議長)

異議がないようですので、本件については承認いたします。

続きまして、協議第3号「～上野原市地域公共交通再編整備事業～事業報告について」事務局に説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議第3号「～上野原市地域公共交通再編整備事業～事業報告について」でございます。

この先の説明にあたっては、資料の説明が前後することが多くなりますが、あらかじめご了承ください。

資料No.の4をご覧ください。

事業報告については、大きく3つの項目に分けて報告させていただきます。

まず「1 デマンド交通」でございます。

上野原デマンドタクシーにつきましては、計画どおり運行を継続しつつ、改善を加えていくための利用データなどの収集・分析等を実施いたしました。

データにつきましては、資料No.5「上野原デマンドタクシー利用等状況」になりますので資料No.5をご覧ください。

この資料につきましては、上野原デマンドタクシーの当初から令和2年6月末までの利用等状況を取りまとめたものとなっております。

資料の1枚目は、総括表となっております。以下15ページまでがその詳細版となっております。

資料の1枚目の総括表で主な説明をさせていただきますのでご覧ください。主に青塗りの部分を説明させていただきます。左上から利用申込者数でございます。

本年6月末までの利用申込者数は、全地域合計で3,879人となっております。

次に、その右に移りまして、利用者数でございますが、平成23年10月の実証運行開始以降本年6月末までに延べ127,402人の利用がございました。その下をみてみますと毎年約15,000人ほどの利用状況となっております。

その右側1日あたりの利用者数は、63.7人、1便当りの利用者数は、1.58人となっております。

これにつきましても、その下を年度毎に見てみますと例年1.6人程度の水準ですが、青塗りの直近3ヶ月のデータをご覧ください。新型コロナウイルス感染症に伴う自粛要請等の影響で令和2年4月については1便あたり0.87人まで減少しております。また、5月、6月についても利用者が戻りつつありますが、低い利用率となっております。

次に更に右の表、男女別の利用割合でございます。比率を見てみますと、女性の利用が圧倒的に多く、77.8%を占めている状況です。

次にその右の表には年代別の利用割合がございますが、一番右の60歳以上の比率が88.9%を占めており、9割が60歳以上となっております。

次に2段目、こちらの利用者数は便別の利用割合でございます。

1 から 8 便のうち、奇数の便は各地域から中心市街地へ来る便、偶数の便は中心市街地から各地域へ行く便となります。

奇数の便では、1 便が午前 8 時 15 分出発の便でございまして 26.7% で最も利用者が多く、次いで 3 便が 16.1% となっております。

また、偶数便では、6 便が午後 1 時 30 分出発の便でございまして 19.1% で最も多く、次いで 4 便が 18.1% となっております。

逆に利用者が少ない便を見てみますと、2 便の 2.1%、7 便の 2.9% となっております。

続きまして、総括表の一番下の表になりますが、運行収支の状況でございます。

実証運行開始以降、6 月までの徴収金額を委託料で割った収支率が 18.25% となっております。

ここ数年は、収支率 17% 前後となっておりますが、一番下の令和元年 10 月から 6 月までの数値は新型コロナウイルス感染症の影響をうけて 14.12% となっております。

続きまして、一番右下の表でございまして運行回数・稼働率の状況でございます。

こちらの表の常用車両と予備車両という区分けでございまして、常用車両とは 1 台目の車両、予備車両とは、1 台目の常用車両で乗りきれない場合などに、追加で運行していただく 2 台目の車両です。

本年 6 月末までの常用車両の稼働率は 64% で、1 日 8 便の内 5 便は、運行した計算となります。

また、予備車両の稼働率は 7.2% でございまして稼働することは少ないですが、その中でも特に 1 便で稼働することが多い状況です。

総括表での説明は以上となりますが、利用の多かった中心市街地の停留所についてもご報告させていただきます。

細かい表になってしまいますが P11 をご覧ください。奇数便の中心市街地へ来る便でございます。

下のグラフの一番右側ですが、市立病院、梶谷整形外科、スーパー公正屋に近い大堀バス停、また、上野原駅への乗り換えのために利用される可能性が高い大塚バス停の順で利用されています。

P12 をご覧ください。偶数便の中心市街地から各地域へ行く便でございます。

これも下のグラフの一番右側ですが、スーパー公正屋に近い大塚バス停、市立病院、スーパーオギノ、梶谷整形外科の順で利用されています。

以上が、デマンド交通についてのデータを収集・分析した状況でございますが、上野原デマンドタクシーの利用状況を見てみますと、高齢者等の通院や買い物のために欠かせないものになっていると考えております。

再度、資料 No.4 の事業報告にお戻りください。「2 路線バス」でございます。

2 ページをご覧ください。読み上げます。また、平成 30 年 4 月から運行していた新井線の総合福祉センターと市立病院を経由する便については、循環バスに再編し路線の運行を継続している。

なお、既存路線バス（犬目線・太田上線）の一部を路線延長して実証運行を実施してい

る「路線バスのコモアしおつ地区への経由便」やその他の路線についても、循環バス及びデマンドタクシーとの重複や著しく乗客の少ない便について見直しを行いました。この見直しに係る資料として No6 と No7 を説明させていただきます。

まず、資料No.の 6「路線バスコモアしおつ地区経由便の利用状況」をご覧ください。

運行開始以来、乗降調査を行ってきましたが、デマンドタクシーと重複する時間帯でデマンドタクシーの利用に転換したと思われる、乗客の少ない便について見直しを行いました。

1 ページは上野原市内からコモアしおつを経由する往路でございます。縦の列には上から 1 便から 4 便の利用者数、その合計、1 日あたり利用者数、1 便あたり利用者数を記載し、横列にはその年度毎の利用者数を記載しております。一番下の 1 便あたり利用者数は、毎年ほとんどが 1 名以下で、一番右のこれまでの平均値をみてみますと 0.67 人となっております。このような状況から、この往路については、2 便と 3 便を令和元年 10 月より減便しております。2 ページをご覧ください。復路でございます。こちらでも 1 便あたり利用者数は年度により差がありますが、一番右の平均値をみてみますと 1.17 人となっております。この復路についても 4 便を令和元年 10 月より減便しており、現在、往路、復路それぞれ 2 便の運行となっております。

P3、4 については、その詳細な資料となりますので後ほどご確認ください。

続いて、先ほど申し上げました、コモアしおつ地区について、路線バスの利用からデマンドタクシーの利用に転換している様子を表しているのが、次の資料No.7 の「デマンドタクシーコモアしおつ地区の利用状況について」でございます。No.7 をご覧ください。

P1 には、縦列はコモアしおつ地区にある 7 つの停留所におけるデマンドタクシーの乗降者数、横列は年度毎に記載しています。一番下の合計を見てみますと、平成 24 年度には 651 名だった利用者は年々増加しており、平成 30 年度には倍以上増加の 1,686 人となっております。

このように路線バスとデマンドタクシーの利用状況を比べてみますと、路線バスの利用からデマンドタクシーの利用へ転換しているものと考えられます。これらのデータ分析により減便に至っております。2 ページは、詳細となっております。

再度、資料No.の 4、事業報告にお戻りください。裏面の P2、「3 地域公共交通の再々編」でございます。

ここでは、「中心市街地循環バス」の運行について、協議を重ねた結果、路線バス事業者である富士急バス(株)の協力により上野原駅南口を中心に中心市街地を左回り右回りの合計 10 便として令和元年 10 月 1 日より実証運行を開始している旨記載しております。

中心市街地循環バスの利用状況について資料 No8 をご覧ください。

1 ページ目は、昨年 10 月から 6 月までの合計数値になりますが、資料の上段が上野原駅から左回りの便、下段が右回りの便となっており、それぞれ運行時間毎、バス停毎の乗降者数を集計した表になります。

主な利用状況など次のページでご説明させていただきますので、2 ページをご覧ください。こちらは月ごとの集計となっております。同じく上段に左回り、下段に右回りを記載

しておりますが、一番右の合計の欄をご覧ください。上段の左回りでは、合計 5,052 人が利用しており、そのほとんどが上野原駅で乗車している状況です。

下段の右回りでは、合計で 2,675 人となっており、上段の左回りの 5,052 人と比べると約半数となっています。

次に表の一番下 2 段をご覧ください。

利用者合計は運行開始の 10 月で 1,104 人、その後も 1,000 人前後の利用者がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で 4 月、5 月がその半数程度に落ち込んでおります。一番左の列にありますとおり、9 ヶ月合計で 7,727 人が利用し、一便あたり 4.2 人の利用者という状況でございます。

以上、協議第 3 号のご説明とさせていただきます。

よろしくご協議の上、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

(議長)

ただ今、協議第 3 号について、事務局から説明がありました。

内容につきましてご質問等はございますでしょうか。

(委員)

デマンドタクシーの運行収支について、平成 30 年の 10 月から令和元年の 9 月までの国庫補助額が例年に比べ上がった理由を教えてください。

(事務局)

こちらについては、平成 30 年度に上野原市地域公共交通網形成計画を作成したことにより単価が上がったことと、国の全体的な配分が変わったことにより例年より多く国庫補助がついたという状況です。

(議長)

その他何かありますかでしょうか。

(委員)

循環バスは今検証中ということでやってると思いますが、循環してきた後、市役所で降りた後は、これまでのバスで継続できるのでしょうか。例えば桐原へ行くためにはデマンドタクシーを使うのか、乗り継ぎが発生するのか、その辺の考え方を教えていただきたい。

(事務局)

まずデマンドタクシーは、外地区の交通弱者の方が中心市街地へ出てきやすい状態、帰りやすい状態で目的地まで利用してもらうわけですが、次の目的地までへの移動手段として市内を回りやすいよう循環バスを走らせていただきました。乗り継ぎと言うことですが、より乗り継ぎしやすい場所等ということで市役所の敷地内まで入っていただいて、時間がある場合には雨風雪などをしのげるように玄関のところにバス停を設けさせてもらってデマンドタクシーやそれぞれの地域へ帰る路線バスを利用していただきたいというところで計画をさせていただきました。

(議長)

その他ご質問はありますかでしょうか。

協議第 3 号については、よろしいでしょうか。

それでは、協議第3号につきましては、異議がないようですので、本件については、承認いただいたということにさせていただきます。

続きまして、協議第4号「令和元年度上野原市地域公共交通活性化協議会決算について」事務局に説明を求めます。また、その後続けて、関連する協議第5号「監査報告について」監査委員さんから報告をお願いします。

(事務局)

それでは、協議第4号「令和元年度上野原市地域公共交通活性化協議会決算について」ご説明させていただきます。

資料No.の9をご覧ください。

はじめに、上段の表の歳入でございます。

まず、1の負担金でございますが、上野原市からの負担金で決算額は25,140,000円。

次に、2の補助金でございますが、補助金の収入はございませんので決算額0円。

次に、3の繰越金でございますが、前年度からの繰越金631,989円を収入としております。

次に、4の諸収入でございますが決算額は4,926,048円で、予算現額に対し決算額は2,038円多くなっております。

この内、説明の欄にあります4,924,000円は、国庫補助金を協議会へ入金いただいたもの、48円が預金利息でございます。アンケート郵便料戻入2,000円とありますが、令和元年度4月から上野原市高齢者運転免許証自主返納支援事業を開始したことから市民に対してアンケート調査を実施しました。歳出に郵便料を記載しておりますが、通数の関係で郵便料が市内特別料金として安くなったことから、その戻入2,000円を雑入として処理したことから決算額が多くなっております。

歳入の合計としましては、決算額は30,698,037円となっております。

次に、下段の表の歳出でございます。

まず、1の運営費の1の会議費でございますが、協議会委員さんへの報酬と交通費になり決算額は29,430円。

次に、1の運営費の2の事務費でございますが、協議会の開催通知の郵便料や消耗品費として決算額が19,869円。

次に、2の事業費の1の事業費でございますが、デマンドタクシーの運行委託費とその振込手数料、先ほどのアンケート郵便料、その他消耗品の購入費で決算額30,190,831円でございます。

次に、3の予備費でございますが、支出はございませんでしたので決算額0円でございます。

歳出の合計としましては、決算額30,240,130円となっております。

歳入合計30,698,037円に対しまして歳出合計30,240,130円、差引残高の457,907円は、令和2年度の協議会会計に繰り越しいたします。

以上で、協議第4号の説明とさせていただきます。

ご承認のほど、よろしくお願ひいたします。

(議長)

続きまして、監査報告を小俣委員さんからお願いいたします。

(小俣監事)

それでは、監査報告をさせていただきます。

上野原市地域公共交通活性化協議会規約第7条第2項の規定により、令和元年度上野原市地域公共交通活性化協議会決算について、帳簿並びに関係書類を監査したところ、正確かつ適正に処理されていると認め、これを報告いたします。

令和2年7月21日、上野原市地域公共交通活性化協議会監事小俣亮、同じく石井明文。
(議長)

ありがとうございました。ただ今、協議第4号について事務局からの説明と協議第5号について小俣委員さんから報告がありました。

内容につきまして何かご質問等はございますでしょうか。

それでは、協議第4号、協議第5号につきましては、一括して承認することにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本件については、承認いたします。

(議長)

続きまして、協議第6号、上野原市地域公共交通再編整備事業事業計画(案)について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議第6号、上野原市地域公共交通再編整備事業事業計画(案)について、ご説明させていただきます。

資料No.11をご覧ください。

上野原市地域公共交通再編整備事業の事業計画(案)でございます。

この事業計画につきましては、今後も「上野原市地域公共交通網形成計画」に沿って、路線バス、デマンドタクシーそれぞれの長所をより一層引き出しながら改善を加え、継続実施していくために次のとおり事業計画として策定するものでございます。

はじめに、「1 デマンド交通」についてでございます。

先ほど、上野原デマンドタクシーの利用等状況をご報告させていただきましたが、その利用者数等を見ましても、特に高齢者を中心とする市民の生活に欠かせない移動手段となっております。

従いまして、上野原デマンドタクシーにつきましては、運行を継続しつつ、利用データなどの収集・分析等を実施していくとともに、停留所の増設など利便性向上の検討、利用促進につながるPRを継続して進める計画案とさせていただきました。

2ページをご覧ください。デマンドタクシーの運行について主に変更点をご説明させていただきます。

はじめに、(1)の名称、(2)の実施主体は変更ございません。

次に(3)の運行委託事業者でございますが、現在の業務委託は令和2年9月末までの契約となっておりますので、10月の運行開始までに指名競争入札により決定する予定です。指名業者は、記載のとおり市内交通事業者5者とし、今回も2年間の契約を予定していま

す。

次に (4) 運行開始予定日でございますが、今年の 10 月 1 日の木曜日から運行を開始することとし、(5) の運行日につきましては、これまでと同様に、平日のみでございます。

また、(6) の運行地域でございますが、こちらもこれまでと同様に 5 地域 5 エリアを、それぞれ常用車両と予備車両を 1 台ずつ配車して運行する計画となっておりますが、今回、但し書きとして、予約に対して上記配車台数が不足する場合は、受託事業者の状況により配車が可能な場合は車両を追加し対応するものとしております。これは、数少ないケースですが、予約がいっぱいで利用できないとの状況に対応するものです。

P3 をご覧ください。

(7) の運行時間及び運行便数でございますが、一部出発時間を変更しております。中心市街地から各地域の最後の便が、現在、出発時間が 15 時 30 分でございますが、20 分遅らせ、15 時 50 分で計画しております。こちらは、前年度の協議会において区長会から病院の午後の診療からの帰宅にデマンドタクシー利用したい旨の要望があったことについて、交通事業者との協議を重ねた結果、現契約の範囲内で対応できる策として提案させていただきます。

次の (8) の運行形態から (10) の運賃までは変更なく記載のとおりでございます。

P4 をご覧ください。

(11) の停留所でございますが、これまでと同様に停留所までの移動負担を軽減できるよう、きめ細かく設置しております。今後も利用しやすい停留所の設置や変更等を事業者との協議の上で実施していく計画でございます。

次に (12) の利用者でございますが、こちらにつきましても変更はなく、市民、市民の親族及び市内に住居を有する者で、あらかじめ利用登録を行った者としております。

次に (13) の利用方法でございますが、予約締切時間を一部変更しております。8 便でございますが、先ほどの出発時間を 20 分遅らせたことに伴い、15 時から 15 時 20 分に変更しております。

次に (14) でございますが、国庫補助の活用に関する内容でございます。運行を受託した事業者は国の補助金事業を活用して実施することとし、各事業者に交付された補助金については、協議会に納入し事業に活用していくこととしております。

この補助金に係る国への申請については、その下の資料 No12 「生活交通確保維持改善計画認定申請書」となりますのでご覧ください。

こちらは、国の補助対象事業としていただくために、協議会として提出が必要となるものでございます。一枚めくっていただきまして、この事業の目的・必要性、さらにその裏面では、目標・効果を記載しております。その後の記載内容につきましては、先ほどの事業計画と同様の内容になっており、更に必要な資料を添付することとなっておりますので後ほどご確認いただければと思います。

また、この資料の細かい部分につきましては、国とのやりとりの中で、修正しなければならない箇所が生じる可能性ございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

説明が長くなって申し訳ありませんが、No.11 の事業計画 (案) に戻っていただき、p 5

をご覧ください。

事業計画（案）の「2 路線バス」について計画しております。

今後も改善を加えながら継続して確保していく必要があること、さらに引き続きデマンドタクシーと重複する時間帯の乗客の少ない便について見直しを検討するとともに、令和元年10月から実証運行を開始している中心市街地循環バスの利用状況を把握し、来年度以降における運行検討の基礎資料とすることとします。

また、効率的かつ持続可能な公共交通の確保・維持の方策について関係事業者（路線バス事業者・タクシー事業者）と協議を進めていくこととします。

次に事業計画（案）の「3 地域公共交通の再々編」でございます。

上野原駅南口駅前広場の供用開始などにより、今後、交通状況等が大きく変化する可能性があります。また、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許証の返納促進への対応が進む中で、新たな課題も生じています。

今後も引き続き、現状の把握と分析を継続して行う中で、デマンドタクシーと循環バスを含めた路線バスの連携や利用促進につながるきめ細かな取組についても関係事業者（路線バス事業者・タクシー事業者）と事務局は、その他関係団体などの意見等も聴取する中で、十分に協議・調整を継続して行うこととします。

以上、協議第6号の事業計画（案）説明となりますが、最後の「3 地域公共交通の再々編」に関わる課題として、市民などからの要望が出ておりますので、この場をお借りしまして、今後の再々編について模索していくために、できれば要望に対する皆様のご意見をここで伺いしたいと思っております。要望内容につきましては、本日お配りしました「3 地域公共交通の再々編について（市民等からの要望）」になりますので、ご覧いただきたいと思っております。

1としまして、桐原・西原地区からの要望でございますが、令和2年1月31日付けで要望書が提出されております。抜粋した内容でございますが、趣旨としましては、桐原・西原地区内を運行するデマンドタクシーの運行時間及び運行経路の変更をお願いするものでございます。現状としまして、路線バスの7時飯尾発の便と17時38分上野原駅発の便が廃止され、都内等へ日帰りで出かける場合の交通が著しく悪くなっていることや市立病院で午後の診療を受けるなど、市内で午後の用事を行う場合、帰宅にはデマンドタクシーが利用できずタクシーを利用せざるを得ない状況となっているということです。この要望としてまして、3つございますが、1. 始業時間を現行の8時15分より1時間早めてほしい。2. 終了時間を夕刻6時頃まで延長してほしい。3. 終点場所を上野原駅までとしてほしいということでございます。この中で、昨年度の協議会においても要望としてでておりました内容のうち、市内で午後の用事を行う場合にデマンドタクシーを利用したいという内容に対して、現状で対応可能な方法として先ほどの事業計画にありました8便を20分遅らせるという提案をさせていただいたところでありまして、

また、2としまして上野原市議会まちづくり特別委員会第一分科会からも提案、要望が出ております。一つ目として、令和2年3月の議会で提案された内容の抜粋になりますが、デマンドタクシーの時間の延長や増便、交通空白地におけるさらなるエリア拡大、駅への

乗り入れによって、デマンドタクシーをいっそう充実させることを提案するというご
ざいます。この提案に対しまして担当課でクリアしなければならない課題などを説明し
ましたが、その後に要望が提出されております。その内容につきましては二つ目にありま
す中間報告に対する担当課説明後における要望でございますが、令和2年6月29日に提出
されたものの抜粋でございます。1) スクールバスの混乗化については、生活環境課だけ
で協議するのではなく、教育委員会や上野原市地域公共交通活性化協議会を含めた中で検
討していくこと。2) 公共交通について、市内各地域毎に利用状況等の更なる調査を行い、
先を見据えた細かなデータ分析を行うことでございます。

要望については以上でございますが、これまでも協議会において議論されてきた内容で
あるかと思いますが、改めて要望が出されたことから大変恐縮ですがこの場をお借りして
意見をお伺いしたいと思います。いずれにしましても、要望については、継続的な協議が
必要になる内容かと思っておりますので、事業計画(案)につきまして、ご協議いただいた後に、
ご意見をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

(議長)

ただ今、協議第6号の事業計画(案)について、事務局から説明がありましたが、併せ
て地域公共交通の再々編に関連した要望について説明がございました。

要望に関しましては後ほどお伺いすることといたしまして、まずは事業計画(案)につ
いてみなさまのご意見をいただきたいと思っております。今回の変更点としましては、市民から
の要望に関連しましたデマンドタクシーの最終便の中心市街地からの出発を予算の範囲内
で現行より20分遅らせること、併せまして予約でいっぱいに乗れないという状況に対して
受託事業者の状況により配車が可能な場合は車両を追加し対応していただく内容をたし
書として追加したということ、さらに出発を20分遅らせたことに対応して予約時間を20
分遅らせるということで来年度の事業計画として提案されています。

協議第6号の事業計画について、何かご質問等はございますでしょうか。

(委員)

この活性化協議会で改善を進めていただいていることは承知しておりますが、上野原市
においても少子高齢化が進んでいて市民の35%以上が高齢者という状況の中で、これを見
ていても高齢者を中心とした交通対策をしていかなければならないことがよくわかったん
ですが、その中で今回の市民からの要望として桐原・西原地域、また上野原市議会まちづ
くり特別委員会から出ていますが、最終場所を上野原駅としてほしいという要望がありま
す。先ほどの事業報告にもあったデマンドタクシーの利用状況でも大塚バス停の利用者が
少なからずいるという状況を考えたときに、今回の計画をもうちょっと綿密に高齢者が公
共交通を利用して外へ出て行けるような環境作りが必要だと思います。また、各地域によ
って、公共交通の課題はさまざま違うと思います。アンケートのデータも取っているとは
思いますが、お願いしたいのはまちづくり委員会の要望「2) 公共交通について、市内各
地域毎に利用状況等の更なる調査を行い、先を見据えた細かなデータ分析を行うこと」に
あるように、地域の方たちの要望を分析していただいて計画に盛り込んでいただきたいと
思います。

(事務局)

各地区の要望を取り入れた事業計画ということでございますが、各地区の要望を把握しなければならないという認識がありますし、このことから今回提出させていただきました市民からの要望ということも併せて議題としてあげさせていただいております。今回、10月からの事業計画ということになりますので、それまでに状況を把握して対応ができるかということでも時間的にも厳しいと思います。当然この後伺います要望に対する意見も十分に参考にして、どれが実現可能なのか、どこまでできるのかということを探っていかなければならないと考えております。このため、この10月からの事業計画に盛り込むことは難しい部分だと思っておりますが、今後の課題という形で継続して検討していく内容だと考えております。

(議長)

私から補足させていただきますと、今のご質問に関してはこの事業計画の中で、デマンドタクシーについては運行を継続し、利用データなどの収集・分析、停留所の増設などの利便向上策、PR等を実施していくこととするとあります。このPR等において、高齢者の集まりですとか機会がある毎にPRに行っていて、その際にいろいろなご意見をお聞きして地域の要望を聞く、事業計画の中で実施していただきたいと考えます。もう一点、地域公共交通の再々編のところで利用促進につながるきめ細かな取組についても関係事業者（路線バス事業者・タクシー事業者）と事務局は、その他関係団体などの意見等も聴取する中で、十分に協議・調整を継続するとあります。地域の要望ということを経営者の運転手も含めて実情をご理解いただいているところからのご意見いただきながら地域情報として集めていただくことを来年度にはやっていたく形にさせていただきたいと思っております。事業計画に書いてあるきめ細かな個別の要望を随時情報収集し、この協議会にご提案していただきたいと思っております。

その他、事業計画についてご質問ございますでしょうか。

それでは、その他ご意見等ないようなので、協議第6号についてはご意見いただきました内容を反映しているという形でご了解いただいたということにさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

併せまして、先ほどございました市民等からの要望について、ご意見をいただきたいと思っております。要望につきましては、繰り返しになりますが、市民から3点と市議会から要望等がありますので併せてご意見いただければと思っております。

デマンドタクシーの運行に併せてデマンドタクシーと路線バスの役割分担というところ等を議論いたしまして今のような運行状況に至っているという経緯はございます。こういった要望がございましてこれにつきましてご意見、ご質問等ございましたらぜひお寄せいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

経緯とは、デマンドタクシーはあくまでも中心市街地へ各地区から出てくるものに対応するもので、中心市街地と内部の間は基本的に路線バスで結ぶことが当時この協議会で決められたことがございます。また、時間帯につきましても高齢者の時間帯と言うことで

昼間の時間帯に運行することも議論を重ねた中で決められていったと記憶してございます。それも踏まえまして要望が出ているということでご意見等ありましたらお伺いしたいと思います。

(委員)

デマンドタクシーが駅までは入れないということですが、市街地は先ほどの循環バスを利用して駅まで行くということによって方法としては考えられると思います。乗り換え地点によってはターミナルのような形で活用できるんじゃないかと思うんですが、デマンドタクシーで市役所まで来て市役所で乗り換えて駅まで行くとか、病院まで行って帰りは循環バスで駅まで行くとか、駅から循環バスを使うとか、逆に今試験的に動かしている循環バスについても活用を併せて考えてはどうかと思います。デマンドタクシーについても、上野原駅北口は今空いている状態なのでデマンドタクシーを障害者が使った場合に、北口を使った方がずいぶん楽だとかいろいろな意見が出ています。車いすの場合も南口の下からエレベーターを使うよりも北口から入って降りた方がよいとかいろいろな意見が出ています。家族が迎えに行った場合も、南口よりも北口で回った方が早いという意見があり、そういう意味で空いているところをある程度利用することも考えていただければ良いのかなというあくまでも私案ですけれどもよろしく申し上げます。

(議長)

ただいま、上野原駅北口の利用も検討してもらいたいというご意見でしたが、その他ございますでしょうか。

(委員)

地域公共交通の再々編で要望が3つございますが、こういった要望が出ましたときに、「はい、わかりました」、「せっかくですが実現できません」などの判断基準というのはどういう風に判断されるのでしょうか。一人でも要望があればわかりましたと言うのか、たった一人ですから勘弁してくださいというのか、その辺の判断基準を教えていただきたいと思います。

(委員)

このような要望を市で受けた中で担当課を含めて慎重に受け止めさせていただいて相談させていただいております。ただ、こういったものにつきましては、今言われたように実際の程度のボリュームなのか、例えば、時間帯を夕方まで延長するという話になりますと、そういう時間帯の利用者は使い勝手が良いと思いますが、利用者が分散されるだけという話になりますと、結局利用者の数そのままなんです、運行者の負担であるとかそれらに伴います市の負担金などにも影響がありますので、その辺の利用の実態をしっかり捉えた中で、先ほど言われた一人でも対応しなければならないのかという話ですが、その辺は現実問題として、それに係る負担などを踏まえ、利用の実態を捉えた中で考えていかないと、当然増やせば増やすほど使い勝手が良くなるということはわかるんですが、単にそれをそのままというわけにはいかないということで事務局も苦慮している部分があります。実際にデマンドタクシーの事業計画にもありましたが、後ろの便を20分伸ばしましたが、その20分につきましても、さらに1時間後ろに伸ばすということになりますと今の委

託の中身だけでは出来ないと言うことを言われています。ですから場合によっては、委託事業者が2クールにしなければならないとかそういう問題も出てきます。実際2クールにして負担が倍になっても利用者は同じ人数ということだと、効率だけでお話をさせていただくことは大変失礼ではありますが、そういったことを現実問題として考えて進めなければならないということで、今回は出来る範囲の20分とさせていただきましたので、その辺の状況を見ながら、さらに利用者の増減などを考えて現実としては考えていかなければならないということで市としては考えております。

(議長)

その他ありますでしょうか。

特にないようですが、こちらにつきましては今日何か決定するというお話しではございませんので、こういった要望が出ているということで、どういったことが可能であるかということをごひ市のほうでも議論いただきたいですし、先ほどありました乗り換えをわかりやすくするという、モデルケースみたいなものも考えていって利用者の方も少し不便を受け入れつつ、なるべく利便性の高い形で公共交通を使っていただければなと思っております。上野原市議会まちづくり特別委員会からのご指摘、利用状況等のデータ収集、昨年来の免許返納の話など実態を分析していただきたいと思います。

(議長)

続きまして、協議第7号「令和2年度上野原市地域公共交通活性化協議会予算(案)について」事務局に説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議第7号「令和2年度上野原市地域公共交通活性化協議会予算(案)について」ご説明させていただきます。

資料No.の13をご覧ください。

令和2年度上野原市地域公共交通活性化協議会予算(案)でございます。

はじめに、上段の表の歳入でございます。

まず、1の負担金でございますが、本協議会に対しての上野原市の負担金でございます、28,764,000円を計上してございます。

次に、2の補助金でございますが、補助金収入は予定してございませんが、科目を残す関係上、1円を計上してございます。

次に、3の繰越金でございますが、令和元年度の決算にありました繰越金でございます、457,907円を計上してございます。

次に、4の諸収入でございますが、7,948,092円を計上してございます。

この内、7,948,000円は、国庫補助金、92円は預金利息を想定してございます。

歳入の合計としましては、37,170,000円でございます。

次に、下段の表の歳出でございます。

まず、1の運営費の1の会議費として委員報酬と交通費等60,000円を計上してございます。

次に、1の運営費の2の事務費でございますが、運営に関する事務費として消耗品等を想

定し、20,000円を計上してございます。

1の運営費の合計としまして80,000円を計上してございます。

次に、2の事業費の1の事業費でございますが、先ほどご承認いただきました事業計画を実施していくために、36,930,000円を計上してございます。支出の主な内容としましては、デマンドタクシーの運行委託費でございますが、その他、利用登録証のカードケースや郵便料、などの購入費などを想定してございます。

続きまして、3の予備費でございますが昨年度と同様に160,000円を計上してございます。歳出の合計としましては、歳入と同額の37,170,000円となっております。

以上で、協議第7号のご説明とさせていただきます。

よろしくご協議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

(議長)

ただ今、協議第7号について、事務局から説明がありました。

何かご質問等はございますでしょうか。

協議第7号については、よろしいでしょうか。

それでは、協議第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本件については、原案のとおり承認いたします。

以上で、予定されておりました本日の協議は、全部終了しました。

よろしければ、委員の皆様のご協力に感謝申し上げ、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

佐々木会長、ありがとうございました。

続きまして、次第の3、その他でございます。

事務局からは、特にございませんが、委員の皆様からは何かございますでしょうか。

その他については、よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、本日は、大変お忙しいところ、また、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第1回上野原市地域公共交通活性化協議会を閉会いたします。